３６ページ

７　補装具費・日常生活用具

１　補装具の購入等

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

就労、就学や日常生活の利便を図るために必要な補装具を購入、修理、借受け（一部品目に限る）するときに費用を支給します。支給される費用は、判定等で認められた処方により、それぞれ上限が定められています。

(1)視覚障害者用　眼鏡、義眼、コンタクトレンズ、視覚障害者安全つえ等

2.日常生活用具等の給付

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

日常生活を容易にするための各種用具及び住宅設備改善の費用を給付します。給付種目及び対象者は次ページからのひょう(37～44ページ参照)のとおりです。

３７ページ

表を掲載しています。本ページには視覚障害を対象としたものはありません。

３８ページ

表を掲載しています。本ページには視覚障害を対象としたものはありません。

３９ページ

表を掲載しています。視覚障害を対象としたものの品目・給付条件・対象となる工事について、

電磁調理器

１・２級

18歳以上

単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方

音声案内機能や安全装置などがあり、障害のある方でも容易に使用することができるもの

音響案内装置

１級

歩行時間延長信号機用小型送信機（施設等に設置されている送信機の音声案内を受信できるもの、または信号機に設置された装置に歩行時間延長信号を送信できるもの）及びその送受信機から発信される信号を受信して自宅等の位置を知らせることができるもの

２級

歩行時間延長信号機用小型送信機

４０ページ

表を掲載しています。視覚障害を対象としたものの品目・給付条件・対象となる工事について、

盲人用体温計

１・２級

６歳以上

単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方

音声等による案内機能を持つもの

盲人用体重計

１・２級

18歳以上

単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方

音声等による案内機能を持つもの

情報・通信支援用具

１・２級

６歳以上

パソコンを使用しないと文字が読めない方

パソコンを操作する際に必要となる画面音声化等のソフトウェア及びその操作に必要となる周辺機器（視覚障害者向けに特殊な機能を持つものに限る。）で対象者が容易に使用することができるもの

点字ディスプレイ

１・２級

６歳以上

点字の利用が可能な方（習得希望者含む）

文字等のパソコンの画面情報を点字等により示すことができるもの

点字器

６歳以上

点字の利用が可能な方（習得希望者含む）

据置式もしくは携帯式で、点字を書くための補助機能を持つもの

点字タイプライター

１・２級

６歳以上

就学・就労している方（就労見込含む）

点字により入出力が行えるもの

視覚障害者用ポータブルレコーダー

１・２級

６歳以上

字を読むことが困難な方

音声等による操作案内機能を持ち、音声を録音及び再生することができるもの

４１ページ

表を掲載しています。視覚障害を対象としたものの品目・給付条件・対象となる工事について、

視覚障害者用ラジオ受信機

１・２級

６歳以上

単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方

テレビ音声やAM/FM放送を受信する機能を有しFM補完放送に対応するもの

視覚障害者用情報認識装置

１・２級

６歳以上

単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方

文字・色・物品などの様々な情報を、音声等に変換して案内する機能を持つもの

視覚障害者用拡大読書器

６歳以上

字を読むことが困難な方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方

簡単に拡大された文字等をモニターに映しだせるもの

盲人用時計

１・２級

１８歳以上

しょくどく、触感または音声による案内により、現在時刻等の確認ができるもの

点字図書

６歳以上

点字の利用が可能な方

活字を点字に翻訳したもので、年間６タイトルまたは24冊まで

４２ページ

表を掲載しています。本ページには視覚障害を対象としたものはありません。

４３ページ

表を掲載しています。本ページには視覚障害を対象としたものはありません。

４４ページ

表を掲載しています。本ページには視覚障害を対象としたものはありません。

3.市　心身障害者（児）のおむつの給付

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

方法

助成限度額

現物の支給（入院などの場合は購入費の助成）

月額　１０，０００円

4.中等度難聴児補聴器購入費助成

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

中等度難聴児の言語の習得や生活能力等の向上のために、補聴器本体を購入する際にかかる費用について、137,000円までを助成します。消耗品の購入や、本体・部品の修理にかかる費用は対象となりません。

４５ページ

5.盲人用具の販売あっせん

音声時計、しょくどく式時計、音声体温計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字器、白杖など購入できます。直接、日本点字図書館及び日本視覚障害者団体連合へお申し込みください。

窓口

日本点字図書館用具事業課 ＴＥＬ：０３－３２０９－０７５１

わくわく用具ショップ ホームページ：

日本視覚障害者団体連合用具購買所 ＴＥＬ：０３－３２００－６４２２